

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「(仮称)伏見工業高等学校跡地事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

令和6年1月25日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

阪急阪神不動産株式会社 代表取締役社長 諸富 隆一
大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

(仮称)伏見工業高等学校跡地事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業

(3) 規模

開発面積：約40,380 m²

3 事業実施想定区域

京都市伏見区深草鈴塚町、深草六反田町 他

4 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年1月25日から同年2月26日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧することができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000321586.html>

6 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年1月25日から同年2月26日まで（必着）

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)